

定 款

A B U N D A N T I A 株 式 会 社

原始定款作成日	平成	26年	2月	25日
設立日	平成	年	月	日
第一回改定日	平成	年	月	日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ABUNDANTIA 株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) カウンセラー・セラピスト育成事業
- (2) サロン経営事業
- (3) 各種代理店事業
- (4) 化粧品開発
- (5) 化粧品、健康食品、健康飲料水の輸出入販売及び販売代理店業
- (6) ベビー用品の開発及び販売
- (7) フランチャイズチェーンシステムによる健康食品、健康器具、教材、教育プログラムの販売及び代理店、加盟店の募集並びに経営指導
- (8) 店舗企画、設計、デザイン、及びそれらのコンサルティング
- (9) ビジネススクールの運営およびそのフランチャイズ事業
- (10) 通信教育事業
- (11) 飲食店の経営、管理事業
- (12) ベンチャービジネスへの投資及び養成
- (13) 経営コンサルタント業務
- (14) 各種イベントの企画、制作、運営 請負
- (15) 採用、人材労務管理のコンサルタント業務
- (16) 人材育成のための教育事業
- (17) 労働者派遣事業
- (18) インストラクターの派遣業務
- (19) 商品開発及びアイデア提供並びに営業企画の受託
- (20) インターネットを媒介としたコンテンツ配信
- (21) インターネットを利用した通信販売業務並びにその代行及びコンサルティング業務
- (22) ウェブコンサルティング業務
- (23) 前各号に挙げる事業に附帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第8条 当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|--------|
| (1) | 普通株式 | 90株 |
| (2) | A種類株式 | 9,900株 |
| (3) | B種類株式 | 10株 |

(A種類株式)

第9条 当会社の発行するA種類株式の内容については、次のとおりとする。

- (1) A種類株式を有する株主は、株主総会において決議すべきすべての議案について議決権を有しないものとする。
- (2) A種類株式については、会社法第322条第1項の規定する行為をする場合においては、A種類株式の株主に損害を及ぼすおそれがあるときであっても、当該種類株主総会の決議を要しない。
- (3) A種類株式は、剰余金の配当について普通株式に優先する。当会社が剰余金を配当する場合には金銭を配当するものとし、A種類株式1株に対して普通株式1株に対する配当額の1.5倍の金銭を配当する。なお、1株につき1円に達しない端数が生ずる場合は、その端数は切り捨てる。

(B種類株式)

第10条 当会社の発行するB種類株式の内容については、次のとおりとする。

- (1) 当会社が株主総会及び清算人会で決議するすべての議案について、B種類株式を保有する株主の種類株主総会の決議を経なければならない。

(2) B種類株式は、剰余金の配当について普通株式に劣後する。当会社が剰余金を配当する場合には、金銭を配当するものとし、B種類株式1株に対する配当額の0.5倍の金銭を配当する。なお、1株につき1円に達しない端数が生ずる場合には、その端数は切り捨てる。

(株式の譲渡制限及び売渡請求)

第11条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

2 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主への株式割当)

第12条 当会社は、会社法第199条第1項の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役の決定によって定めることができる。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第13条 当会社の株式取得者は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社に対し、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前2項の請求は、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第14条 当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当事者が署名又は記名押印した当会社所定の書式による請求書を提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 16 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。また、届出事項に変更が生じたときも同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 17 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、出席株主のうちから選任された者が議長となる。

2 株主総会を招集するには、書面あるいは電磁的方法により議決権を行使できる場合を除き、会日の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 19 条 株主総会は、書面あるいは電磁的方法により議決権を行使できる場合を除き、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第 20 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を使用することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 21 条 取締役又は株主が株主総会の目的たる事項につき提案した場合において、当該提案につき、議決権を使用することができる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決

議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知をし、当該事項を株主総会への報告を要しないことを株主の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第 22 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総會議事録)

- 第 23 条 株主総會議事録は、株主総会の経過の要領及び結果等を記載又は記録し、議長、議事録作成取締役、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(員数)

- 第 24 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

- 第 25 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 26 条 取締役の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 27 条 当会社の取締役が 1 名の場合はその者が代表取締役となり、取締役が 2 名以上ある場合は、取締役の互選により代表取締役会長、代表取締役社長各 1 名を選定する。社長は、必要に応じて取締役副社長を 1 名選定することができる。

(業務執行)

第 25 条　社長は会社の業務を統轄し、取締役副社長は社長を補と佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。

2　社長に事故があるときは、代表取締役会長または取締役副社長が社長の業務を代行する。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 26 条　当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等)

第 27 条　当会社は、株主総会決議で毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に剰余金を配当する。

2　当会社は、前項に定める場合のほか、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 28 条　剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

(法令の適用)

第 34 条　この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に定めるところによる。

以上は当会社の現行定款であることに相違ない。

平成 29 年 10 月 1 日

代表取締役　　関　　真　理　　印

代表取締役　　香　坂　正　彦　　印